

著作権法施行令の一部を改正する政令について

平成 29 年 11 月
文化庁長官官房著作権課

(1) 現行制度の概要

著作権法では、著作権者が不明等の場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用することができる。(著作権法第 67 条等)

この裁定の申請については、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととなっており、手数料額は、1 件につき 13,000 円と定められている。(著作権法施行令第 11 条)

(2) 改正内容

裁定制度の利用円滑化の観点から、申請手数料の額を最近の裁定手続に係る運用実績を基に見直し、令第 11 条を改正して 1 件につき 6,900 円に改める。

(3) 施行期日

利用者に対する周知期間を考慮し、平成 30 年 4 月 1 日とする。